

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 市街地整備の現状と必要性

本市の中心市街地には、今なお郷町文化の面影を残す歴史的・文化的資源、各種ホールや美術ギャラリーなどの芸術文化施設など多種多様な公共施設が整備されており、また、旧計画において検討された、市街地整備の改善のための事業については、8割以上が既に事業実施済みであり、概ね市街地整備がなされたと考えられる。

しかしながら、子ども連れの親子や高齢者、障がい者など誰もが安心して安全に歩くことができる歩行者空間が未だ完全に確保されていないことや、訪れた人たちが歩きたくなるような工夫が十分にされているとは言えない状況である。

今後は、居住者だけではなく訪れた人たちの回遊性を高めるため、訪れた人たちがふとまちを散策してみたいくなるような仕掛けづくりを行うとともに、高齢者、障がい者や子ども連れの家族をはじめ、誰もが快適に歩ける歩行者空間の整備を行う必要がある。

(2) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、進捗状況が芳しくない場合には、庁内プロジェクトチームで協議を行い、事業促進のための措置を講じる予定である。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 沿道緑化事業(地域創造支援事業)</p> <p>【内容】 緑化推進</p> <p>【実施時期】 平成20年度～平成21年度</p>	伊丹市	酒樽をモチーフにしたプランターを設置して緑化に努め、快適な歩行者空間の整備を進めることにより「歩いて楽しい郷町(まち)なか」の目標達成のため必要となる事業である。	<p>【支援措置】 ・まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 平成20年度～平成21年度</p>	
<p>【事業名】 三軒寺前プラザ(三軒寺前広場)の再整備事業(高質空間形成施設整備事業)</p> <p>【内容】 照明、トイレ、スロープ、ベンチ等の整備、ユニバーサルデザイン化</p> <p>【実施時期】 平成19年度～平成20年度</p>	伊丹市	4極2軸の交差点である三軒寺前広場を「伊丹郷町まちの駅」として、照明、トイレ、スロープ、ベンチ等を整備するとともに、福祉のまちづくり重点地区に指定されていることから、ユニバーサルデザインに対応した快適な歩行者空間を整備し、来街者の回遊性の向上を図る。これは、「歩いて楽しい郷町(まち)なか」の目標達成のために必要となる事業である。	<p>【支援措置】 ・まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 平成19年度～平成20年度</p>	
<p>【事業名】 中心市街地情報板整備事業(地域生活基盤施設整備事業)</p> <p>【内容】 案内板の整備</p> <p>【実施時期】 平成22年度</p>	伊丹市	現在、中心市街地にあるさまざまなサインを整理し、新たに統一的なデザインによる案内サインを整備することで、各文化施設、公共施設、歴史資源などへスムーズに誘導することにより、来街者の回遊性の向上を図る。これは、「歩いて楽しい郷町(まち)なか」の目標達成のために必要な事業である。	<p>【支援措置】 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</p> <p>【実施時期】 平成22年度</p>	
<p>【事業名】 宮西児童遊園地整備事業(公園)</p> <p>【内容】 住民参加型の公園整備</p> <p>【実施時期】 平成21年度</p>	伊丹市	中心市街地に存する未利用地を住民参加型の公園として整備することにより、まちの魅力を高め、「歩いて楽しい郷町(まち)なか」の目標達成のため必要となる事業である。	<p>【支援措置】 ・まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 平成21年度</p>	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 行政機能の一部移転調査事業</p> <p>-----</p> <p>【内容】 行政機能の中心市街地への一部移転検討</p> <p>-----</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	伊丹市	<p>既に確定申告の受付など、一部行政機能を中心市街地へ移転しているが、さらに行政機能の一部を中心市街地の公共施設もしくは民間施設へ移転することを検討し、居住者の利便性向上を図る。これは「暮らしやすく集い学べる郷町(まち)なか」の目標達成のために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなみ景観整備促進事業</p> <p>-----</p> <p>【内容】 景観条例に基づいたまちなみ景観の促進</p> <p>-----</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	伊丹市	<p>昨年、本市は兵庫県で初めて景観条例を制定された本市では、景観条例に基づいたまちなみ景観を形成することにより、交流人口の増加及び来街者の回遊性の向上を図る。そのため、これは「歩いて楽しい郷町(まち)なか」の目標達成のために必要な事業であるとともに、「暮らしやすく集い学べる郷町(まち)なか」の目標達成のために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 買物駐輪場の設置及び運営支援</p> <p>-----</p> <p>【内容】 商店街の駐輪場の整備運営支援</p> <p>-----</p> <p>【実施時期】 平成 20 年度</p>	商店街等、伊丹市	<p>中心市街地で買物する方が多くが、徒歩・自転車・単車・バス等により来街しているが、買物時に気軽に自転車・単車等を止められる場所が不足している。そのため、商店街利用者を対象とした駐輪場を整備し、中心市街地利用者の利便性の向上を図り、中心市街地での購買へと繋げていくことにより、「活気あふれる郷町(まち)なか」の目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ・市補助事業</p> <p>-----</p> <p>【実施時期】 平成 20 年度</p>	